

ホーバーターミナル自動販売機設置事業募集要項(令和7年7月)

大分県が行うホーバーターミナル自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加する者は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を承知の上、申し込みをすること。

1 公募物件

①ホーバーターミナルおおいた(西大分)

②ホーバーターミナルおおいた(国東)

詳細は、別添「公募物件説明書」記載のとおり。

2 応募資格要件

次の各項目のいずれかに該当する場合は、本募集に参加できない。

- (1)自動販売機応募申込書を期限までに提出していない者
 - (2)当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (3)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (4)次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者
 - ①契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ②競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤正当な理由がなくて契約を履行しなかった(落札者となったのに契約を締結しなかった場合も含む)者
 - ⑥契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ ①から⑥までの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (5)自己又は自己の役員等(注)が、次のいずれかに該当する者である場合又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合
- (注)役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。
- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 法令等の規定により販売について許可、認可等を必要とする場合にあって、その許可、認可等を受けていない者。

3 公募条件等

(1) 設置事業者の地域要件

設置事業者の公募申し込みについて、次の2つの地域要件に区分するものとする。

① 地域要件 A…ホーバーターミナルおおいた（西大分：物件番号1）

過去5年以内に自動販売機設置の実績があり、設置事業者の住所又は所在地は問わないこと。

② 地域要件 B…ホーバーターミナルおおいた（西大分：物件番号2、国東：物件番号3）

設置事業者が個人の場合は、住所が応募するホーバーターミナル所在の市にあり、過去5年以内に大分県又は応募するホーバーターミナル所在の市の自動販売機設置許可又は契約の実績があること。

また、設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が大分県内にあり、過去5年以内に大分県又は応募するホーバーターミナル所在の市の自動販売機設置許可又は契約の実績があること。

(2) 貸付料等

① 貸付期間

貸付期間は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとする。ただし、県が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、当該県有施設を廃止するとき、設置事業者(借受者)が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

② 貸付料

設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜額)に百分の百十を乗じた額を年間貸付料とする。令和7年度の貸付料は、契約締結日に応じて月割計算とする。ただし、その計算過程で一円未満の端数が生じた場合には、その端数については切り捨てる。

なお、初年度の年額貸付料は、大分県が発行する納入通知書により、貸付開始までに全額納入すること。

2 年目以降は、大分県が発行する納入通知書により、指定する納期限までに支払うこと。

③契約保証金

契約金額が百万円を超える場合は、契約時に契約金額の百分の十以上の契約保証金を県に納入すること。

この契約保証金は、契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すことのできない事由により契約を解除したときは返還する。

④光熱水費及びその他必要経費

光熱水費は、原則、子メーターを設置するものとし、その使用実績に基づき県が算定した額とする。ただし、県の都合で子メーターを設置できない場合は、カタログ等に表示されている平均消費電力等を基に県が算定した額とする(基本料及び消費税を含む。)

また、光熱水費のほか自動販売機の管理運営上必要となる電気設備・消防用設備保守管理料、警備料等の庁舎管理費については、県が別途発行する納入通知書により、原則、年 2 回に分け設置事業者が県に納入するものとする。

子メーターの設置については、設置事業者が計量法施行令(平成 5 年政令第 329 号)に規定する有効期間内の計量器を設置するものとし、当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

また、自動販売機設置に伴い水道工事が必要な場合は、設置事業者の負担において行うこと。なお、自動販売機を設置している施設に関し、保全工事等を行うために設置済みの自動販売機を施設内で移設する必要がある場合についても、移設にかかる費用は設置事業者の負担とする。

⑤自動販売機の設置等

自動販売機及び使用済容器等の回収ボックスは、公募物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置するとともに、自動販売機本体については「自動販売機の据付基準(JIS 規格)」及び「自動販売機据付基準(清涼飲料自販機協議会作成)」を遵守した転倒防止対策も併せて行うこと。

また、自動販売機の設置に伴い、工事を実施する場合は、事前に施設管理者と工事の方法等について協議の上実施すること。

⑥販売実績の報告

次回公募の参考資料とするため、設置事業者は、1 年間の販売実績(1 台ごとの販売数量、販売金額)をとりまとめ、毎年 4 月末日までに施設管理者に販売実績報告書(任意の様式で可)を提出すること。

なお、大分県は、必要に応じて、自動販売機の販売数量、販売金額について調査を実施することができるものとし、設置事業者はこれに協力しなければならない。

(3)使用上の制限

①貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めなければならない。

- ②大分県の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供することはできない。
- ③販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従わなければならない。
- ④販売品目は、物件ごとに別添「公募物件説明書」記載のとおりとし、施設管理者の承認なしに無断で販売品目を変更することはできない。なお、販売品目については、必ず公募申込みまでに協議すること。
- ⑤販売品目を、標準小売価格を上回る価格で販売することは認められない。

(4)維持管理責任

- ①商品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置するとともに、使用済容器は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。また、使用済容器の散乱防止対策を講じること。（例：使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示を行う、紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとする など。）
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ④自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

(5)原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状に回復すること。ただし、大分県が特に承認した場合は、原状に回復する必要は無い。

また、設置事業者は、県に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益費その他一切の費用について、補償の請求をすることはできない。

4 応募申込手続

(1)申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送(書留等配達記録の残るもの)又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添「公募物件説明書」記載のとおりとする。

(2)必要な書類(各 1 部)

次の書類を物件番号ごとに提出すること。ただし、②誓約書及び⑤実績書類については、同一の施設において複数の自動販売機の設置申込をする場合は施設ごとに 1 部でよい。

- ①応募申込書(第 1 号様式)
- ②誓約書(第 2 号様式)
- ③販売品目一覧(第 3 号様式)
- ④設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)

- ⑤ 3(1)に係る自動販売機設置実績(許可書、契約書等)を証する書類の写し
(3)電話、ファクス、メールによる受付は行わない。

5 無効申込

次のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- ①応募資格要件を満たさない者の申込
- ②競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められるものの申込
- ③同一の物件について二以上の申込をした者の申込
- ④応募価格の訂正に訂正印のない申込
- ⑤応募価格、住所、氏名その他入札要件を認定しがたい申込
- ⑥前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した申込

6 設置事業者の決定

- (1)公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たしている者を選定対象者とする。
- (2)選定対象者のうちから、県が公募物件番号ごとに地域要件、販売品目の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、県が定めた予定価格以上で最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とする。
なお、販売品目の内容等が適当で、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者、又は応募者の委任を受けた者に立会いを求め、くじにより選定する。
また、落札者がいない場合には、再度見積もりを行う場合がある。
- (3)設置事業者の決定は、概ね令和7年8月中～下旬頃を予定。設置事業者の決定後、応募申込者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を連絡するとともに、大分県ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を掲載する。

7 行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された者は、別途定める期日までに次の書類を提出すること。

《行政財産貸付申請提出書類》※提出部数は各1通

- ①県有財産貸付申請書(県指定様式)
- ②設置場所への自動販売機及び回収ボックスの配置図
- ③その他参考となる書類

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- ①正当な理由がなく指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合

②設置事業者が応募資格要件を満たさなくなった場合

9 その他

- (1)貸付手続に関する一切の費用(契約書に添付する印紙等)については、設置事業者の負担とする。
- (2)自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出すること。
- (3)この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則その他の法令等に従って県が決定するものとする。
- (4)ホーバーターミナルおおいた（国東）に自動販売機を設置する場合には、空港管理規則（昭和27年7月3日運輸省令44号）第12条の2もしくは第12条の3に規定する手続きを行う必要があります。手続きの詳細は、施設管理者とともに大分空港管理者へ確認すること。なお、その手続きに関する一切の費用についても、設置事業者の負担とする。